

## 安全保障理事会決議 2097 (2013)

2013年3月26日、安全保障理事会第6942回会合にて採択

安全保障理事会は、

シエラレオネの状況に関する安保理の従前の諸決議および安保理議長諸声明、とりわけ決議 2005 (2011)、2065 (2012) 並びに 11月30日の安保理議長声明 (2012年) を想起し、

2013年2月27日付の事務総長の第10回報告書 (S/2012/118) を歓迎しまたその勧告に留意し、

平和と安定を達成することに向けた、またシエラレオネの長期の開発のための根拠に置くシエラレオネ政府と国民により達成された、めざましい進展を歓迎し、

2012年11月の大統領、議会、地区および地方選挙の実施と成功裏の結果を賞賛し、とりわけシエラレオネの選挙機関、政党、市民団体、国際的な協力機関および国内と国際的な監視員により果たされた重要な役割を認識し、そして選挙における大変な投票率、そのことは民主主義に対する国民の強い誓約を示した、についてシエラレオネ国民に祝いの言葉を述べ、

国際連合シエラレオネ統合平和構築事務所 (UNIPSIL)、国際連合国別現地チーム、シエラレオネを支援する二国間および国際的な協力機関により、選挙の準備のために果たされた重要な役割を歓迎し、国内の民主政治の、選挙のそして治安制度の能力と有効性を改善し、国内の利害関係者間の包括的な政治対話を促進し、非暴力の文化を促進しそして社会のあらゆる部分の、とりわけ選挙過程における女性の安全、完全且つ平等な参加を確保するための努力にとりわけ留意し、

変革のための政策課題を実施することにおいて行われた政府のしっかりした進展、とりわけマクロ経済的な安定を継続し、ジェンダー平等を促進し、若者の関与を改善し、司法と人権へのアクセスを改善しそして採取産業の政府運営を強化するために取られた措置を歓迎し、そしてシエラレオネにおける平和構築と開発の優先課題に対する、UNIPSIL、国際連合国別現地チームおよび国際社会の、またとりわけ統合された国際連合同ビジョンと移行期統合ビジョンを通したものの、非常に有益な貢献を賞賛

し、

脆弱国における関与のためのニューディールの下での脆弱性の評価の実施を通じたものを含む、繁栄のためのシエラレオネ政策課題を完了させるための努力を歓迎し、今日までに達成された進展が継続されることを確保するため将来の計画立案において平和、安全および開発の関連を維持する必要性を強調し、そして国際的な支援が、調整されたまた効果的なやり方で提供されることを確保するため、繁栄のための政策課題に対する国際連合制度、二国間および多数国間の協力機関の継続した統合的支援の重要性を更に強調し、

シエラレオネ特別法廷に対する安保理の強い支援と同法廷の活動に対する安保理の感謝の意を改めて表し、チャールス・テイラー上訴事件における口頭審理の完了を歓迎し、同法廷に対し 2013 年 9 月 30 日までにその残余の活動を完了するためあらゆる努力を行うことを要請し、2012 年 12 月 8 日から 2013 年 12 月 31 日までの期間の間、同法廷に国際連合通常予算から特別な措置として提供される特別助成金を認識し、加盟国に対し、同法廷に対しまたシエラレオネ残余特別法廷合意の履行に対し鷹揚に貢献することを求め、

アフリカ連合、西アフリカ諸国経済共同体およびマノ川同盟により、シエラレオネの平和構築および開発目標の支援において果たされた役割を歓迎し、またこれらと他の地域的機構に対し地域の平和および安全を強固にすることを目的とした対話を継続することを奨励し、

越境組織犯罪および腐敗により与えられた継続的課題を認識し、そして越境組織犯罪対策部 (TOCU) の持続可能性を確保するためそれに対する継続的な国内および国際的な支援の必要性を強調し、

シエラレオネの平和構築努力を支援することにおける平和構築委員会のシエラレオネ展開部および平和構築基金の役割を歓迎し、

1. UNIPSIL の職務権限を 2014 年 3 月 31 日まで延長するものとするを決定する。

2. シエラレオネ政府の見解に従い、2012 年の成功した選挙の結果後の現場での条件および事務総長報告書 (S/2013/118) の勧告に一致して、UNIPSIL は 2014 年 3 月 31 日までに完全に引き上げるも

のとすることを決定する。

3. 事務総長に対し、現場での事態の進展について定期的に安全保障理事会に報告することおよび UNIPSIL の職務権限の計画された完了および国際連合国別現地チームへの責任の移譲についての最新情報を提供している報告書をおそくとも 2013 年 9 月 15 日までに、提出することを要請する。

4. UNIPSIL、シエラレオネ政府および二国間や多数国間の協力機関に対し、シエラレオネに対する国際社会の支援、とりわけ UNIPSIL の撤退後に必要とされる UNIPSIL により現在提供されている機能の残余の移譲に関するもの、の計画を立てるための移行運営集団を形作ることを奨励し、事務総長執行代表に対し、おそくとも 2013 年 5 月 30 日までに移行計画を完了させることを要請し、また事務総長に対し、彼の次の報告書においてそのように計画された活動についての最新情報を提供することを要請する。

5. シエラレオネ政府に対し、UNIPSIL、国際連合国別現地チーム、多数国間や二国間の協力機関、平和構築委員会および他の関連する利害関係者と調整して、UNIPSIL 後の国際連合の役割の性質、活動および範囲についての議論に関与することを奨励する。

6. UNIPSIL に対し、政府を支援することを含む政治的対話、とりわけ計画された憲法上の再検討、治安部門支援、および人権制度とその長期間の持続可能性の強化に関するもの、を促進することに関して、この職務権限期間中に、その残っている活動に焦点を絞ることを要請する。

7. 国際連合国別現地チームおよびその部門の国際連合機関に対し、UNIPSIL の移行中およびその清算後の同チーム等の活動や計画作成の規模を拡大することおよびそのような活動を新しい国際連合開発支援枠組のためのその計画立案に関連性があるとみなすことを奨励し、また事務総長に対し、UNIPSIL が撤退する時、新しい駐在調整官および国際連合国別現地チーム運営チームモデルへの継ぎ目のない移行を確保することを促す。

8. 事務総長に対し、駐在調整官を支援する平和および開発顧問を提供することを要請し、そして国際連合西アフリカ事務所 (UNOWA) に対し、シエラレオネ政府および必要に応じて将来の国際連合駐在調整官を支援するため、その周旋を利用可能とするよう要請する。

9. 国民の団結のより大きな意識を促進する方法を、特に、審議する、1991年憲法の計画された再検討を歓迎し、また全ての当事者に対し、統治のより包括的な制度に貢献する再検討に、公開、透明且つ建設的な方法で参加することを求める。

10. シエラレオネの選挙機関、とりわけ国家選挙管理委員会と政党登録委員会に対し、有権者の情報と教育を強化しつつそして紛争を解決するための対話並びに政治的な寛容と非暴力を促進しつつ、選挙の準備と実施が、平和的な、包括的且つ信頼に足るやり方で進むことを確保することにより、シエラレオネが、次のまたその後の地方や国会の選挙を準備する来年全体を政治的に含める環境を促進することを続けることを求める。

11. 女性の権利を高め、並びに有権者と候補者の双方としての女性の完全な参加を通したものを含む、政治過程への参加を増やすための、必要な改正の審議を含む、ジェンダー平等法案の通過を促す。

12. シエラレオネ政府に対し、ジェンダーに基づく暴力に対処するための国家ジェンダー戦略計画およびシエラレオネ国家行動計画の実施を続けることを奨励し、また同政府に対し、若者の雇用と能力の強化を改善しまた社会経済的不平等を削減するための努力を継続することを更に奨励する。

13. シエラレオネ人権委員会の良い仕事を歓迎し、その不偏と独立の重要性を再確認し、また国際的な協力機関に対し、同委員会の機能と長期の持続可能性に対して財政的や技術的支援を提供することを継続することを奨励する。

14. 独立メディア委員会に対し、現行のメディア行動基準の完全な遵守を確保することを促し、そしてシエラレオネの民主的過程を高めるため改訂されたメディア行動基準の策定を奨励する。

15. シエラレオネ政府に対し、その治安機関、とりわけシエラレオネ警察が、安全の脅威に対して公平で、それ相当な且つ効果的な方法で対応しまた人権と他の適用可能な国際法を維持することを引き続き約束し続けることを求め、腐敗対策委員会の活動を歓迎し、そして同政府に対し、独立警察不平委員会を設立する取組を加速することを促す。

16. シエラレオネ政府に対し、その持続可能性についての懸念に対処することを含む、越境組織犯罪対策部の有効性を高めることを継続しまた西アフリカ沿岸イニシアティブを通じた同地域の諸国との協調を強化することを求める。

17. シエラレオネの経済開発における採取産業の重要な潜在的役割を再確認し、シエラレオネ政府と国際的な協力機関に対し、労働者の権利の保護と透明な規制、監視およびそのような産業からの歳入に対する国の能力を強化し、並びに地域共同体および民間部門のための相互に利益のある取極を制定する目的で土地所有権の問題に対処することを奨励し、そして政府が腐敗に取り組むことを求める。

18. シエラレオネ政府が、同国における平和構築と長期の開発に対する主要な責任を負っていることを強調し、また国の当局に対し、変革のための政策課題の戦略的優先事項の下での現行の活動を履行し続けることおよび優先事項のための政策課題を完了しそしてその実施を始めることを促す。

19. 国際的な協力機関に対し、国内の政治的、治安の、人権のおよび法の支配の機関の能力構築を強化すること、良い統治と説明責任を促進すること、若者の能力の強化を改善するための取組を支援することおよび資金洗浄や薬物取引のような違法行為を含む越境組織犯罪と取り組むための努力を強化することを通じたものを含む、変革のための政策課題およびその後の繁栄のための政策課題に一致して、UNIPSIL の縮小中およびその後シエラレオネに対する財政的および技術的支援を続けることを求める。

20. 平和構築委員会に対し、UNIPSIL と国際連合国別現地チームと協働しつつ、とりわけ繁栄のための政策課題に対する資源を動員するための取組を通して、シエラレオネ政府に対する援助を提供し続けることを要請し、そして、選挙が成功して完了した後および UNIPSIL の縮小に一致して、シエラレオネとのその関与を再検討するという同委員会に対する決議 2065 (2012) の安保理の要請に留意し、同委員会がその役割を段階的に縮小することを目的としてその関与を再検討することを要請する。

21. この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。